県内高校３年生向け

鹿児島県保育士修学資金

事前申請のご案内

（令和９年４月保育士養成施設入学生用）

申請受付期間：令和８年９月 24 日（木）～11 月６日（金）

○　鹿児島県保育士修学資金は、保育士の養成確保を図るため、保育士養成施設で修学し、保育士の資格取得後に鹿児島県内の保育施設等で保育士業務に従事する意思を有する学生に対して、修学資金（無利子）を貸し付ける制度です。

○　貸付金であることから、返還が必要ですが、保育士養成施設を卒業後、１年以内に保育士登録をして、鹿児島県内の保育施設等で一定期間、保育士業務に従事した場合は、返還が全額免除されます。

○　令和７年度から、県内の高校３年生を対象に「事前申請制度」を設けました。将来、保育士として鹿児島県内の保育施設等での勤務を目指す学生の方は、是非、この修学資金の活用をご検討ください。

令和８年９月

鹿児島県保健福祉部子ども政策局子育て支援課

社会福祉法人鹿児島県社会福祉協議会

１　目的

この修学資金は、保育士養成施設（以下「養成施設」という。）において保育士の資格に必要となる教育を受け、将来、鹿児島県内（以下「県内」という。）の保育施設等で保育士として働こうとする意思を有する学生の修学を支援するとともに、県内の保育施設等における保育士の確保を図ることを目的としています。

２　制度の概要

⑴　貸付対象者

次の全ての要件を満たし、かつ養成施設卒業後、県内の保育施設等において保育士として業務に従事しようとする方が対象となります。

①　令和９年３月に県内の高等学校を卒業し、令和９年４月に養成施設に入学しようとする方（注１）

②　学業成績等をもとに高等学校長が推薦する方

③　家庭の経済状況等から真に貸付が必要と認められる方（注２）

④　他の都道府県の保育士修学資金及び他の奨学金の貸付を受けていない方（注３）

（注１）　県内の養成施設は以下の７校です。県外の養成施設については、鹿児島県社会福祉協議会又は進学を希望する養成施設にご確認ください。

- 鹿児島純心大学（人間教育学部 教育・心理学科 初等・中等（英語）教育専攻）
- 第一幼児教育短期大学（幼児教育科）
- 神村学園専修学校（こども学科）
- 龍桜高等学校（保育専攻科）
- 鹿児島国際大学（福祉社会学部児童学科）
- 鹿児島女子短期大学（児童教育学科）
- 鹿児島キャリアデザイン専門学校（こども学科）

（注２）　生計維持者（原則父母）の所得が、日本学生支援機構の貸与型奨学金（第二種）における家計基準以下である方

（注３）　日本学生支援機構の貸与奨学金（第一種奨学金・第二種奨学金）、鹿児島県育英財団奨学金大学等入学時奨学金との併用は可能です。詳細は鹿児島県社会福祉協議会にお問い合わせください。

⑵　貸付額

①　修学資金　　月額 50,000 円以内（原則、最大 24 か月）（注４）

②　入学準備金　200,000 円以内（入学時）（注４）

③　就職支度金　200,000 円以内（卒業時）

（注４）　「高等教育の修学支援新制度」（日本学生支援機構による授業料等の減免）による授業料等の減免者については、修学資金及び入学準備金は減免後の自己負担の範囲内での貸付になります。

⑶　貸付利子
無利子（返還期間を過ぎた場合は、年 3.0%の延滞利子）

⑷　貸付期間
養成施設の正規の修学期間（ただし、正規の修学期間が２年を超える場合は、修学資金は月額の２年分に相当する 120 万円の範囲内で貸付）

⑸　貸付時期
①　修学資金は半年毎にまとめて貸付
②　入学準備金は修学資金の初回貸付時、就職支度金は卒業時に貸付

⑹　送金方法
申請者が指定する金融機関の口座への振り込み。
なお、初回の振り込みは令和９年６月上旬頃を予定。

⑺　連帯保証人
貸付申請に当たっては、申請者と連帯して債務を負担する連帯保証人が必要です。（連帯保証人の保証能力が不十分な場合は、別の方を連帯保証人にしていただく場合があります。）

３ 返還について

一定の条件を満たせば返還は免除されます。

○ 返還が免除される場合

養成施設を卒業後１年以内に保育士の登録を行った上で、県内の保育施設等に就職して、引き続き５年間（注５）保育士業務等（注６）に従事した場合は、貸付金の返還は免除されます。

（注５）　過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域において保育業務に従事した場合又は中高年離職者（養成施設等の入学時に 45 歳以上の者であって、離職して２年以内の者）が保育業務に従事した場合は３年間

（注６）　従事した仕事が保育士の業務でなければ免除対象になりません。

○ 返還が必要な場合

以下に該当する場合は返還が必要となります。

① 養成施設を退学した場合

② 養成施設を卒業後、１年以内に保育士の登録を行わず、または、上記の期間（注５参照）、県内の保育施設等において保育士業務等に従事しなかった場合（ただし、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により保育業務に従事できない場合は、免除対象期間には算入しませんが、保育業務等に従事しているものとみなします。）

③ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなった場合

※ 返還期間は、貸付期間の２倍の期間内で、一括又は月賦での返還となります。

４ 申請方法

次の書類を在学する高等学校にご提出ください。

⑴ 提出書類

① 貸付申請書類の確認表

② 貸付申請書（第１の１号様式）（注７）

③ 高等学校の推薦書（第２号様式）（注８）

④ 世帯全員及び連帯保証人の住民票（本籍地記載あり、かつ住民票コード及び個人番号（マイナンバー）記載なしのもの）

⑤ 世帯員のうち収入のある者及び連帯保証人の所得・課税証明書（注９）

⑥ 個人情報取扱同意書（第３号様式）

（注７） 申請者（本人）が申請時点で未成年（１８歳未満）の場合は、親権者の署名押印が必要です。

（注８） 推薦書（第２号様式）については、高等学校において作成の上、必ず推薦順位をつけてください。

（注９） 「所得・課税証明書」は、市町村役場によって様式が異なるため、「所得証明書」と「課税証明書」が分かれている場合があります。その場合は、両方の証明書を提出してください。

※ 申請書などの様式は、鹿児島県社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。申請者及び各高等学校は、「貸付申請書類の確認表」で必要書類を確認の上、提出してください。

https://www.kaken-shakyo.jp/pages/162/

⑵　提出先

各高等学校において、貸付申請書等の必要書類を取りまとめの上、**令和８年 11 月６日（金）までに**鹿児島県社会福祉協議会にご送付ください（**11 月６日消印有効**）。

〒890-8517 鹿児島市鴨池新町 1-7 県社会福祉センター内
鹿児島県社会福祉協議会　生活支援部

※　貸付申請書に記載された本人、家族、連帯保証人の住所、電話番号等や進学希望先、貸付希望額などに変更が生じたときは、その都度、「申請内容変更届」に変更内容を記載して（住所変更の場合は住民票を添付して）速やかに提出してください。

⑶　貸付決定までの流れ

鹿児島県社会福祉協議会において審査を行い、貸付が適当と認められた方には、高等学校を通じて貸付の「内定」を通知します。

養成施設入学後、申請者から提出された「在学証明書」で入学を確認して貸付の「決定」を通知します。その際に「高等教育の修学支援新制度の利用意向届」も併せて提出していただきます。

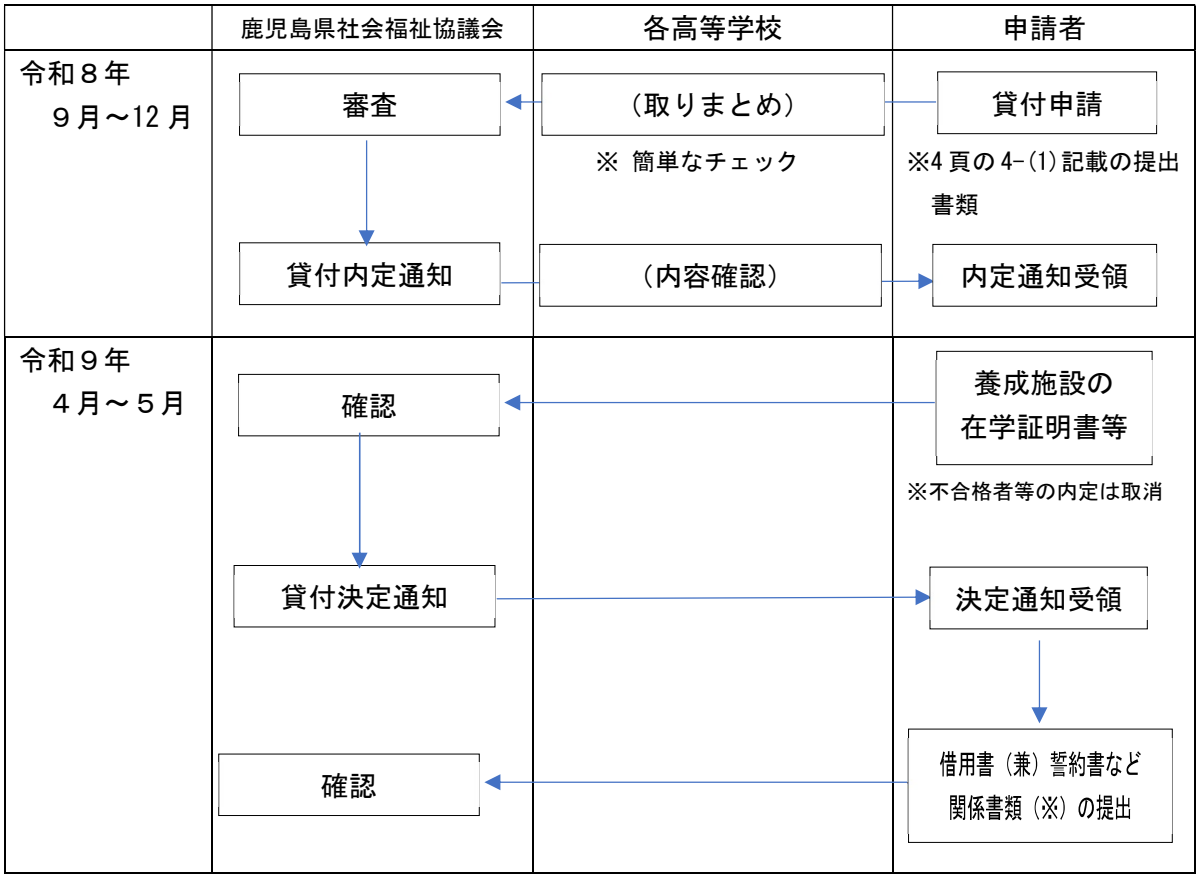

(4) 貸付決定後の準備

貸付決定者は、貸付決定通知の受領後、令和９年５月上旬までに鹿児島県社会福祉協議会に以下の書類を提出する必要があります。

① 借用書（兼）誓約書
② 振込口座届出書
③ 本人名義の預金通帳の写し
④ 本人及び連帯保証人の印鑑証明書

※ ①及び②の用紙は、貸付決定通知の際に鹿児島県社会福祉協議会から郵送します。③及び④はあらかじめ準備しておいてください。

【問い合わせ先】

○ 鹿児島県社会福祉協議会　生活支援部
電話：099-214-3701

○ 鹿児島県保健福祉部子ども政策局　子育て支援課
電話：099-286-2466